

特殊肥料等の指定

(最終改正 平成17年2月7日 農林水産省告示第253号 施行 平成17年3月9日)

一 肥料取締法第二条第二項の特殊肥料

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの

- ・魚かす (魚荒かすを含む。以下同じ。)
- ・干魚肥料
- ・干蚕蛹
- ・甲殻類質肥料
- ・蒸製骨 (脱こう骨を含み、牛の部位 (肉 (食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)) 皮、毛、角、蹄及び臓器 (食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。)) を除く。以下同じ。)) を原料とする場合にあっては、牛のせき柱 (胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。)) 及びと畜場法 (昭和二十八年法律第百十四号) 第十四条の検査を受けていない牛の部位 (以下「せき柱等」という。)) が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。))
- ・蒸製てい角
- ・肉かす (牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。))
- ・羊毛くず
- ・牛毛くず
- ・粗砕石灰石

(ロ)

- ・米ぬか
- ・はっこう米ぬか
- ・はっこうかす (生産工程中に塩酸を使用しないしゅう油かすを除く。以下同じ。))
- ・アミノ酸かす (廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量0.5パーセント以上のものを除く。))
- ・くず植物油かす及びその粉末 (植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。))
- ・草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末
- ・木の実油かす及びその粉末 (カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。))
- ・コーヒーかす
- ・くず大豆及びその粉末 (くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。))
- ・たばこくず肥料及びその粉末 (変性しないたばこくず肥料粉末を除く。))
- ・乾燥藻及びその粉末
- ・落棉分離かす肥料
- ・よもぎかす

- ・草木灰（じんかい灰を除く。）
- ・くん炭肥料
- ・骨炭粉末（牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・骨灰（牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・セラツクかす
- ・にかわかす（オseinからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・魚鱗（蒸製角鱗及びその粉末を除く。）
- ・家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）
- ・はっこう乾ぷん肥料（し尿を嫌気性醗酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）
- ・人ぷん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）
- ・動物の排せつ物
- ・動物の排せつ物の燃焼灰
- ・たい肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・グアノ（窒素質グアノを除く。）
- ・発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいう。）
- ・貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）
- ・貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没たい積し、風化または化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）
- ・製糖副産石灰
- ・石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼ちゆう蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。）
- ・含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）
- ・微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）
- ・カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）
- ・石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）